

おまかせください！

退職金

定期貯金

お取り扱い期間：令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

組合員かつ給与振込
年金振込（予約含む）で契約者

スーパー定期1年もの
店頭表示利率

+ 0.1%

組合員の方

スーパー定期1年もの
店頭表示利率

+ 0.05%

【預入限度額】 100 万円以上 3,000 万円まで

【その他】 域外など組合員資格を満たさない場合は個別対応となります。

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

武山支店 TEL.856-2111 くりはま支店 TEL.835-0555 葉山支店 TEL.875-0111
長井支店 TEL.856-2111 衣笠支店 TEL.852-0428
北下浦支店 TEL.848-0611 大楠支店 TEL.856-8724

【商品の概要】

詳しくは窓口にお問い合わせください。●JAよこすか葉山

商 品 名（愛 称）	●JA 退職金定期貯金《自動継続スーパー定期貯金（単利型）または自動継続大口定期貯金で組入れます》
ご利用いただける方	●個人のみ ●当組合の正組合員、准組合員および同居家族（新規加入者含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とします。
期 間	●1年の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位 (4)預 入 条 件	●一括預入 ●100万円以上3,000万円以内 ●1円単位 ●退職後2年以内の退職金に限ります。
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 用 金 息 (1)適 用 金 利	●預入時における期間1年スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の店頭表示金利に以下の金利を上乗せし初回満期日まで適用します。 ①当組合で給与をお受取の方、または、給与受取口座を当組合にご指定いただける方については、店頭表示金利に0.1%上乗せします。 ②当組合で公的年金を受給されている方、または、公的年金の受取口座を当組合にご指定いただける方については、店頭表示金利に0.1%上乗せします。 ③当組合で給与または、公的年金のお受取、受給（受取口座指定含む）をいただけない方については、店頭表示金利に0.05%上乗せします。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。 ※年金とは、公的年金（国民・厚生・共済年金）の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。（一時金は除きます。） ●自動継続後は、スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。
(2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	——
付 加 で き る 特 約 事 項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 なお、大口定期貯金はマル優の取扱いはできません。 ●個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1)スーパー定期貯金＜単利型＞の場合 A. 6か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50% (2)大口定期貯金の場合 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 ①次の預入期間に応じた利率（約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合） A. 6か月未満 …… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50% ②約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）\times（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。
貯 金 保 険 制 度 （公 的 制 度）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

